



しあわせ信州

長野県（建設部）プレスリリース 令和4年（2022年）12月19日

令和4年（2022年）12月27日
 長野県建設部砂防課調査管理係
 （課長）林 孝標 （担当）山崎 和貴
 電話：026-235-7316（直通）内線 3466
 026-232-0111（代表）
 F A X：026-233-4029

「長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例」が 施行になります

令和4年7月11日に公布された「長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例」が、令和5年1月1日から施行になります。

令和5年1月1日以降、一定規模以上の土砂等の盛土等を新たに施工しようとする場合は、条例に基づく手続き等が必要になります。

概要は、以下のとおりです。

- 一定規模以上の土砂等の盛土等は許可制になります
面積が3,000m²以上または高さが5m以上の盛土等は、原則、知事の許可が必要です。
 - 許可申請にあたっては、次の要件を満たすことが必要です
 - ・土地の所有者の同意を得ていること
 - ・周辺地域の住民に対する説明会の開催
 - ・土砂等の盛土等の構造基準に適合していること 等
 - 土地の所有者による盛土等の施工状況の確認が必要です
土砂等の盛土等に同意した所有者は、少なくとも3月に1回、盛土等の施工状況の確認が必要になります。
 - 条例に違反した場合、罰則が適用されます
2年以下の懲役又は100万円以下の罰金（無許可盛土、措置命令違反等）等
- 詳細は、別紙を参照してください。



治水 ONE
NAGANO

～みんなできりくむ『流域治水』～

©長野県アルクマ
長野県 PR キャラクター「アルクマ」 長野県は『流域治水』を推進しています！



動画を配信！

長野県建設部砂防課調査管理係
 （課長）林 孝標 （担当）山崎 和貴
 電話：026-235-7316（直通）内線 3466
 026-232-0111（代表）
 F A X：026-233-4029

土砂等の盛土等には許可が必要です

～長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例～

盛土等による土砂等の崩落等による災害の発生を防止するため、「長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例」を制定しました。この条例により、令和5年1月1日以降に行う一定規模以上の盛土等については、原則、知事の許可が必要になります。

1 許可が必要な盛土等

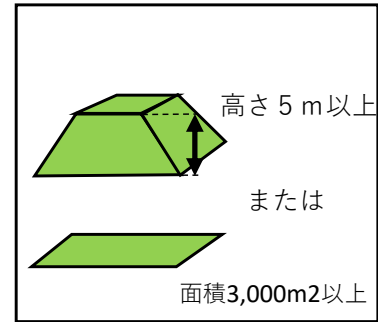
○許可の対象

- ・ **面積が3,000m²以上**又は**高さが5 m以上**の盛土等

○許可が不要な盛土等

- ・ 国、地方公共団体等が発注し、又は自ら行う盛土等
- ・ 法令又は条例の規定に基づく行政庁の許可等による盛土等
- ・ 非常災害のために必要な応急措置として行う盛土等
- ・ 高さが1 m以下の盛土等

○対象となる盛土等



盛土 周辺地盤面より高くなるように土砂を盛ること

埋立て 周辺地盤面より低い箇所を埋立てること

堆積 一時的に土砂を盛ること（仮置き）

2 盛土等を行う者の主な責務と罰則

○土地の所有者の同意

- ・ 許可を受けようとする者は、盛土等に係る事業内容を**土地の所有者に説明し、同意を得なければなりません。**

○周辺の住民に対する説明会の開催

- ・ 許可を受けようとする者は、盛土等に係る事業内容を**周辺の住民に周知するため、説明会を開催しなければなりません。**

○盛土等の構造の基準への適合

- ・ 盛土等の形状及び地下水等の排除、擁壁設置等に関する構造上の基準に適合する必要があります。

○違反行為への罰則等

- ・ 無許可盛土等及びこれらに対する措置命令違反等 ⇒ 2年以下の懲役または100万円以下の罰金
- ・ 許可基準違反に対する措置命令及び停止命令等 ⇒ 1年以下の懲役または100万円以下の罰金
- ・ 土砂等搬入禁止区域への土砂の搬入 ⇒ 6か月以下の懲役または50万円以下の罰金
- ・ 土砂等管理台帳作成、定期報告義務違反等 ⇒ 50万円以下の罰金
- ・ 軽微変更届出、完了届出義務違反等 ⇒ 30万円以下の罰金

3 手数料

対象の申請	新規許可	変更の許可	譲受けの許可
1件あたりの金額	55,000円	34,000円	34,000円

お問い合わせ先 長野県建設部砂防課

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 TEL: 026-235-7316 FAX: 026-233-4029

条例の概要図

土砂等の盛土等を行う者

面積3,000m²以上又は高さ5m以上

面積3,000m²未満かつ
高さ5m未満

許可
【第8条】

【適用除外】

- ・国等が発注し、又は自ら行う盛土等
- ・他法令等の許認可等に基づく盛土等
- ・災害対応のための盛土等

許可不要

無許可盛土等

罰則

- ・土地所有者の同意【第9条】
- ・周辺住民への周知【第10条】
- ・許可申請手続き【第11条】
- ・市町村長の意見聴取【第12条】
- ・許可基準【第13条】

許可申請

- ・手数料納付【第33条】
新規許可：55,000円
変更許可：34,000円
譲受け許可：34,000円

変更等の手続き

- ・変更【第19条】
- ・譲受け【第20条】
- ・地位の承継【第21条】

土砂等の盛土等

- ・管理責任者設置【第15条】
- ・標識、境界標の設置【第16条】
- ・土砂等管理台帳作成、
土砂量報告【第17条】
- ・関係図書保存【第24条】
- ・土砂等搬入禁止区域の指定【第27条】

- ・土地所有者の施工状況の確認【第25条】

完了

- ・完了届【第18条】
- ・県の確認【第18条】

行政処分

措置命令又は停止命令
【第22条】

- ・緊急の必要がある場合
- ・基準不適合が認められた場合（施工中）

措置命令【第22条】

- ・無許可で盛土等を行った場合
- ・基準不適合が認められた場合（完了後・許可取消後）

許可取消【第23条】

- ・許可不正取得
- ・欠格要件該当
- ・3年間未着手
- ・1年以上継続し中断
- ・命令違反

停止命令【第23条】

- ・許可条件違反
- ・許可を受けずに変更
- ・管理責任者設置違反
- ・標識等設置違反
- ・土砂等台帳作成違反
- ・土砂量報告違反

（無許可盛土等）
2年以下懲役
又は
100万円以下罰金
【第36条】

（命令違反等）
1年以下懲役
又は
100万円以下罰金
【第37条】

（土地所有者に対する命令違反等）
6月以下懲役
又は
50万円以下罰金
【第38条】

（その他違反）
50万円以下罰金
【第39条】
30万円以下罰金
【第40条】

両罰規定
【第41条】

土地の所有者には盛土等を行う土地を 適正に管理する義務があります

～長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例～

盛土等による土砂等の崩落等による災害の発生を防止するため、「長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例」を制定しました。この条例により、令和5年1月1日以降に行う一定規模以上の盛土等については、原則、知事の許可が必要になります。

1 許可が必要な盛土等

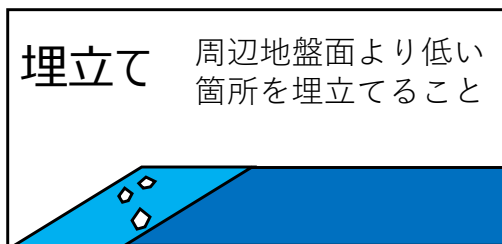
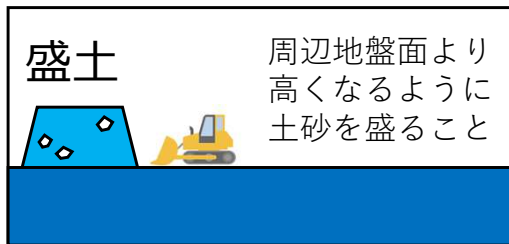
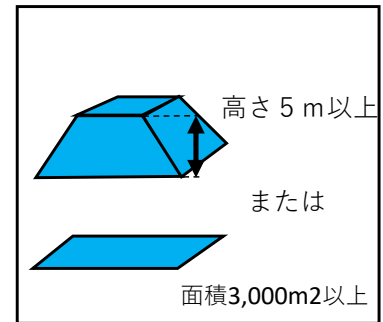
○許可の対象

- ・ **面積が3,000m²以上**又は**高さが5 m以上**の盛土等

○許可が不要な盛土等

- ・ 国、地方公共団体等が発注し、又は自ら行う盛土等
- ・ 法令又は条例の規定に基づく行政庁の許可等による盛土等
- ・ 非常災害のために必要な応急措置として行う盛土等
- ・ 高さが1 m以下の盛土等

○対象となる盛土等



2 土地の所有者の責務と罰則

○土地の所有者の責務

- ・ 所有する土地において不適正な盛土等が行われないうち努めるとともに、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために**当該土地を適正に管理するよう努めなければなりません。**

○土地の所有者の同意

- ・ 盛土等を行うために知事の許可を受けようとする者に求められたときは、**土地の所有者が盛土等に同意するか否かを判断することとなります。**

○施工状況の確認

- ・ 盛土等に同意をした**土地の所有者は、盛土等の施工状況の確認を少なくとも3月に1回行わなければなりません。**
- ・ 許可の内容と明らかに異なる盛土等が行われていることを知ったときは、直ちに、盛土等を行う者に盛土等の中止又は原状回復を求め、県に報告しなければなりません。

○土地の所有者に対する勧告・命令及び罰則

- ・ 施工状況の確認又は県への報告を怠った土地の所有者は、県から当該盛土等に関して必要な措置を講ずるよう、**勧告・命令を受ける場合があります。**
- ・ 命令に違反した者は、**6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されます。**

お問い合わせ先 長野県建設部砂防課

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 TEL: 026-235-7316 FAX: 026-233-4029

条例の概要図

土砂等の盛土等を行う者

面積3,000m²以上又は高さ5m以上

面積3,000m²未満かつ
高さ5m未満

許可
【第8条】

【適用除外】

- ・国等が発注し、又は自ら行う盛土等
- ・他法令等の許認可等に基づく盛土等
- ・災害対応のための盛土等

許可不要

無許可盛土等

罰則

- ・土地所有者の同意【第9条】
- ・周辺住民への周知【第10条】
- ・許可申請手続き【第11条】
- ・市町村長の意見聴取【第12条】
- ・許可基準【第13条】

許可申請

- ・手数料納付【第33条】
新規許可：55,000円
変更許可：34,000円
譲受け許可：34,000円

変更等の手続き

- ・変更【第19条】
- ・譲受け【第20条】
- ・地位の承継【第21条】

土砂等の盛土等

- ・管理責任者設置【第15条】
- ・標識、境界標の設置【第16条】
- ・土砂等管理台帳作成、土砂量報告【第17条】
- ・関係図書保存【第24条】
- ・土砂等搬入禁止区域の指定【第27条】

- ・土地所有者の施工状況の確認【第25条】

完了

- ・完了届【第18条】
- ・県の確認【第18条】

行政処分

措置命令又は停止命令
【第22条】

- ・緊急の必要がある場合
- ・基準不適合が認められた場合（施工中）

措置命令【第22条】

- ・無許可で盛土等を行った場合
- ・基準不適合が認められた場合（完了後・許可取消後）

許可取消【第23条】

- ・許可不正取得
- ・欠格要件該当
- ・3年間未着手
- ・1年以上継続し中断
- ・命令違反

停止命令【第23条】

- ・許可条件違反
- ・許可を受けずに変更
- ・管理責任者設置違反
- ・標識等設置違反
- ・土砂等台帳作成違反
- ・土砂量報告違反

（無許可盛土等）
2年以下懲役
又は
100万円以下罰金
【第36条】

（命令違反等）
1年以下懲役
又は
100万円以下罰金
【第37条】

（土地所有者に対する命令違反等）
6月以下懲役
又は
50万円以下罰金
【第38条】

（その他違反）
50万円以下罰金
【第39条】
30万円以下罰金
【第40条】

両罰規定
【第41条】